

離職後1年以内の派遣禁止

スタッフの方が過去1年以内に社員として働いていた派遣先企業等に、派遣会社が派遣社員として派遣すること（派遣先企業等が派遣を受け入れること）が禁止されました。

- 正社員、契約社員、パート等、雇用形態は問わず過去1年に社員として働いていた派遣先企業等が派遣禁止の対象になります。
- 派遣先企業等の全ての事務所・事業所が禁止の対象となります。

※パソナH S からご案内した派遣予定先企業に過去1年以内に直接雇用の社員として働いていた場合は必ず、ご案内したパソナH S 担当者にご申告ください。

※万一、派遣開始後になって、その派遣先に過去1年以内に社員として働いていたことが判明した場合は、派遣就業が終了となってしまいます旨ご了承ください。

以上